輸出令別表第1の9の項(1)(省令第8条第一号、第二号) 通信(伝送通信装置)

商 品 名:	該非用パラメータシート	
メーカー名:	(通信・貨物) 様式 9-01	(1/3)
型及び等級:	 CISTEC 2014.9.15 (平成 26 年 9 月 15 日施行政	省令等対応)
質 問 事 項	回 答	備考
第一号 <u>伝送通信装置</u> : (解釈)「伝送通信装置: 終端装置、中継装置、符号を変換する装置、多重化装置、モデム、多重変換装置、蓄積プログラム制御方式による回線の切換え機能を有する装置、ゲートウェイ、ブリッジ、メディアアクセスユニット、無線送受信機及び音波(超音波を含む。)を搬送波とする水中通信装置を含む。	□ はい □ いぶ	
a. 部分品又は附属品か?	←第二号へ ↓	
イ. 核爆発による過渡的な電子的効果又はパルスによる影響を防止する ことができるように設計したものか?	□ いいえ □ <u>はい</u> ↓	
ロ. ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計したものか?(ただし、人工衛星に搭載するように設計したものを除く。)	□ いいえ □ <u>はい</u> ↓	
ハ. 124℃を超える温度又は零下55℃より低い温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するものか?(ただし、人工衛星に搭載するように設計したものを除く。)		
第二号 <u>伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品</u> (別表第1の15の項の中欄に掲げるものを除く)		
(解釈)「伝送通信装置」: 終端装置、中継装置、符号を変換する装置、多重化装置、モデム、 多重変換装置、蓄積プログラム制御方式による回線の切換え機能を有する装置、ゲートウェイ、ブリッジ、メディアアクセスユニット、無線送受信機及び音波(超音波を含む。)を搬送波とする水中通信装置を含む。 「部分品、附属品」: 他の用途に用いることができるものを除く。		
イ. 無線送信機又は無線受信機か?	□ いいえ ←ロ. 項へ ↓	
イ.(一) 1.5 メガヘルツ以上87.5 メガヘルツ以下の周波数範囲で 使用することができるものか?	□ いいえ □ は い (MHz) ←イ(三)項へ ↓	
1. 最適送信周波数及び1チャネル当たりの最適総合伝送速度を自 動的に予測及び選択することができるものか?	□ いいえ □ は い ←イ(三)項へ ↓	
(解釈) 「総合伝送速度」:最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット(情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。)数をいう。		
2. 線形増幅器を用いたものか?	□ いいえ□ は い↓	
一、2つ以上の信号を同時に増幅することができるものか?	□ いいえ □ は い ↓ () ↓ () ↓ () () () () () () (
二、1.5 メガヘルツ以上 30 メガヘルツ未満の周波数範囲においては1キロワット以上の出力、30 メガヘルツ以上 87.5 メガヘルツ以下の周波数範囲においては250 ワット以上の出力特性を有するものか?	□ いいえ	
三、1オクターブ以上の瞬時帯域幅を有するものか? (解釈)「瞬時帯域幅」:他のパラメーターを変えることなしにマイナス 3 デシベル 以上の水準に出力が維持される帯域をいう。	□ いいえ (oct) ←イ(三)項へ ↓ □ はい (oct)	
四、信号波に対する高調波又は歪成分の比がマイナス 80 デシ ベル未満のものか?	□ いいえ □ <u>はい</u> ↓ (dB)	

該非用パラメータシート (通信・貨物) 様式 9-01

輸出令別表第1の9の項(1)(省令第8条第一号、第二号) 通信(伝送通信装置)

(2/3)

質問事項	回答		備 考
イ(三)ウルトラワイドバンド変調技術を用いたものか?	□ いいえ←イ(二)項へ	□ は い ↓	
・使用者によってチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識 符号の書換えができるものか? 1. 帯域幅が 500 メガヘルツを超えるものか?	□ いいえ ←イ(二)項へ □ いいえ ↓(MHz)	□はい → はい	
2. 瞬時帯域が幅を中心周波数で除した値が 20 パーセント以上のものか? (解釈)「瞬時帯域幅」: 他のパラメーターを変えることなしにマイナス3 デシベル以上の水準に 出力が維持される帯域幅をいう。	↓ (mi2) □ いいえ ↓ (%)	↓(MHz) □ <u>はい</u> ↓(%)	
イ(二) スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技術を用いたものか? (解釈)「スペクトル拡散」: 相対的に狭い通信チャネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトル拡散」: 根対的に狭い通信チャネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトル拡散でせる技術をいう。 (解釈)「周波数ホッピング」: スペクトル拡散の一方式であり、一通信チャネルの送信周波数をランダム又は擬似テンダムシーケンスによる離散がなステップで変化させる技術をいう。	□ いいえ ←c. 判定欄へ	□ <u>it い</u> ↓	
a. 上記イ(三)に該当するか? b. 出力が 1. 0 ワット以下のものか?	□ はい ←c. 判定欄へ □ はい (W)	□ いいえ ↓ □ いいえ (W)	
1. 使用者によって拡散符号の書換えができるものか?	←c. 判定欄へ □ いいえ ↓ □ は い	↓ □ <u>はい</u> ↓ □ いいえ	
2-1. 民生用のセルラー無線通信に使用するように設計した ものか? 2-2. 商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局 に使用するように設計したものか?	ー ←c. 判定欄へ □ は い ←c. 判定欄へ	↓ □ にいえ ↓	
2-3. 送信帯域幅が情報チャネルの帯域幅の 100 倍以上 であり、かつ、50 キロヘルツを超えるものか?	□ いいえ ↓(倍) (kHz)	□ <u>はい</u> ↓(倍) (kHz)	
c.(判定) : 標記第二号イ(二)に該当するか? 	□ <u>非該当</u> ↓	□ <u>該当</u> ↓	
ロ. デジタル信号処理機能を有するものであって、音声帯域圧縮技術を 用いたものか? ・符号化速度が 2,400 ビット毎秒未満のものか?	□ いいえ ←ハ. 項へ □ いいえ		
(解釈)「信号処理」: 外部からの情能伝送する信号を処理することであって、高速リエ変換、ウルシュ変換その他の領域間の変換、時間玉縮 フルケー処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴバムを用いることを言う。 (解釈)「音声帯域玉緒技術」: 人間の記し言葉の特徴を考慮こ入れて、人間の声をサンプリングし、それらをデジタル信号に変換する技術を言う。 通言状態こより符号化速度が変化するものについては、会話を継続した状態における符号化速度により、で判定するものとする。	↓(bps)	↓(bps)	
ハ. 水中で使用することができるように設計した通信装置か?・有線で結ばれているものか?	□ いいえ ←判定欄へ □ はい ←判定欄へ	しいな	
(一)音波(超音波を含む。)を利用したものであって、搬送高波数が 20 キロヘルツ 未満又は 60 キロヘルツを超えるものか?	□ いいえ ↓(kHz)	□ はい ↓(kHz)	
(二)電磁波を利用したものであって、搬送周波数が30キロヘルツ未満のものか?	□ いいえ ↓(kHz) □ いいえ	□ <u>はい</u> (kHz)	
(三) 電子的にビームを走査する機能を有するものか?	↓	↓ <u>18 0.</u>	

該非用パラメータシート (通信・貨物) 様式 9-01

(3/3)

質 問 事 項		回	答	備考	
(四)レーザー発振器又は発光ダイオードを使用したものか? (解釈「レーザー発展器」: 輻がの誘導放出こよる光谱を利用して空間が及び時間的にコヒーレントなう るものをいう。		□ <u>いいえ</u>			
a. 出力波長が 400 ナノメートル超 700 ナノメートル未満か?		<u>いいえ</u> (nm)	丁(はい nm)		
b. ローカルエリアネットワークにおいて用いられるものか? (解釈「ローカルエリアネットワーク」:		□ いいえ	□ はい		
任意の数の独立したデジタル/情報送受信装置が、互いに直接通信するかつ、地野竹に適要な大きさの領域オフィス、建物、プラント、キャンバビンに制限されたデータ通言システムをいう。					
(判定) 以上の結果、標記第一号に該当するか?(注)		□ <u>非該当</u>	□該当		
(判定) 以上の結果、標記第二号に該当するか?(注)		□ <u>非該当</u>	□該当		
(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、 <u>左欄の</u> みにチェックされた場合は、当該判定貨物が標記第一号又 は第二号に <u>非該当</u> であり、 <u>一つでも右欄にチェック</u> された 場合は <u>該当</u> と判定される。	作成責任 会 社 :	名	日 年 月	日)	
(フリナ		-)			
	氏	名			印
	電	話			